

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 6 年12月26日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第77号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年新潟市規則第43号）
の一部を次のように改正する。

附則第2項、附則第5項及び附則第7項第1号中「附則第2項」を「附則第2条第1項」
に改める。

附則第8項中「附則第4項第1号」を「附則第3条第1号」に改める。

附則第9項中「附則第4項第2号」を「附則第3条第2号」に改める。

附則第10項中「附則第4項第1号」を「附則第3条第1号」に改める。

附則第11項中「附則第4項第2号」を「附則第3条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。